

4039 日ペルー経済連携協定における関税の撤廃及び引き下げの概要

日ペルー経済連携協定では、両国間の往復貿易額の約 99%（日本からの輸出額の約 99%、ペルーからの輸入額の約 99%）についてこの協定の発効から 10 年以内に関税が撤廃されます。

I. 農林水産品分野について

1. 日本の主な譲許内容

(イ) 農産品

- ・ 即時関税撤廃：アスパラガス（生鮮）
- ・ 段階的関税撤廃：アスパラガス（調製品）、オレンジ
- ・ 関税割当：豚肉、鶏肉、とうもろこし（菓子用・飲料用）

(ロ) 林産品

- ・ 即時関税撤廃：製材

(ハ) 水産品

- ・ 段階的関税撤廃：アメリカおおあかい

2. ペルーの主な譲許内容

- ・ 即時関税撤廃：清酒
- ・ 段階的関税撤廃：りんご、柿、梨、緑茶

II. 鉱工業品分野について

1. 日本の主な譲許内容

日本に輸入される鉱工業品のほぼすべてが即時関税撤廃されます。

2. ペルーの主な譲許内容

(イ) 自動車

- ・ 段階的関税撤廃：乗用車、二輪車

(ロ) 電気・電子機械

- ・ 即時関税撤廃：テレビ、ブルーレイディスクレコーダー
- ・ 段階的関税撤廃：リチウムイオン電池

(ハ) 鉄鋼製品

- ・ 段階的関税撤廃：鉄鋼製ボルト・ナット